

水俣市監査委員公告第9号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和7年度財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年12月9日

水俣市監査委員 永田 靖

水俣市監査委員 桑原 一知

令和7年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査結果報告

1 監査の根拠 地方自治法第199条第7項
水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号

2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

- (1) 財政援助団体等 : 水俣市民生委員児童委員協議会
- (2) 財政援助元 : 福祉課
- (3) 対象とした内容 : 令和6年度
水俣市民生委員児童委員協議会事業補助金

4 監査の着眼点

「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成し、その内容について、対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

- (1) 財政援助元及び財政援助団体等
 - ア 場所 監査事務局執務室内
 - イ 日程 令和7年9月17日（水）から9月18日（木）まで
- (2) 本監査 令和7年11月7日（金）から11月14日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 財政援助団体【水俣市民生委員児童委員協議会】

ア 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

イ 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

(ア) 民生委員を事務局パート職員として賃金を支給しているが、不適切な支給事務等が多くみられた。

(イ) 決算書に誤りが多数みられた。

(ウ) 領収書の金額をパート職員の印鑑で修正してあるものがあった。

ウ 注意事項 次のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

(ア) 増額要求された令和6年度予算額が、補助金交付申請時点では、当該増額事由を反映していない予算内容に変更されていた。

エ 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

(ア) 事業運営に資金が不足するとして概算払いの申請をしているが、令和6年度は、5月15日に交付申請、5月24日に概算請求をし、6月10日に支給されている。年度開始以降、2か月以上、資金のないまま運営している状態である。交付申請を速やかに行うようされたい。

(イ) 前回（令和2年度）の財政援助団体監査時に、「近年（平成26年度～令和2年度）の決算を比較したとき、市補助金の増加に比例して、残額が増加しているので、補助金の適正運用の観点から、改善されるべきと思われる。」と指摘しているが、

今回確認した令和2年度から令和7年度においても、繰越金が発生しており、コロナ禍において繰越金が大きかった時を除き、実費弁償額しか返還を行っていない。事業費の返還についても検討されたい。

オ その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【福祉課】

ア 勧告事項 特になし。

イ 指摘事項 特になし。

ウ 注意事項 次のとおり。

(ア) 決算書に誤りがあったがそのままになっていた。確認不十分と判断する。

(イ) 令和6年度予算要求時と、補助金交付申請時とで異なる予算内容となっていたが、担当部署はそのまま收受して補助金を交付していた。

(ウ) 交付すべき補助金等の額を確定する際に、収支精算書の差異の総額ではなく、実費弁償の減額分の返還しか求めていない。したがって、実際にはその額を超える補助金等が交付されている状況にある。

エ 意見・提案事項 次のとおり。

(ア) 事業運営に資金が不足するとして概算払いの申請がなされているが、令和6年度は、5月15日に交付申請、5月17日に交付決定、5月24日に概算払請求書が提出され、6月10日に支給している。年度開始以降、2か月以上、資金のないまま運営している状態である。速やかに交付を行うようされたい。

(イ) 民生委員児童委員協議会で民生委員を事務員として雇用しているが、不適切な事務処理等が多くみられていることに加え、民生委員業務の支障となっている懸念がある。庶務事務については福祉課担当者が行った方がいいのではないかと考える。

また、現状、事務員の業務内容の多くを相談業務が占めているため、負担にならないように、相談員を新たに配置する等検討されたい。

オ その他事項 特になし。

令和7年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査結果報告

1 監査の根拠 地方自治法第199条第7項
水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号

2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

- (1) 財政援助団体等 : 水俣市スポーツ協会
- (2) 財政援助元 : スポーツ推進課
- (3) 対象とした内容 : 令和6年度
水俣市スポーツ協会運営費補助金

4 監査の着眼点

「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成し、その内容について、対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

- (1) 財政援助元及び財政援助団体等
 - ア 場所 監査事務局執務室内
 - イ 日程 令和7年10月1日（水）から10月2日（木）まで
- (2) 本監査 令和7年11月7日（金）から11月14日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 財政援助団体【水俣市スポーツ協会】

ア 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

イ 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

- (ア) 加盟団体運営費補助金を現金払いでの支出してあるが、領収書がないものがあった。(1件)
- (イ) 決算書において、補助金収入額が概算払額の数値となっており、補助金額確定額と相違していた。また、計数誤りがあったため、補助金の精算額が間違っていた。(市の決算書備考欄も誤り)
- (ウ) 謝金を役員等に支給しているが、源泉徴収がされていなかった。

ウ 注意事項 次のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

- (ア) 指導者育成費補助金について、交付要綱に基づいた手続きがなされていない。
- (イ) 全団体について、実績報告の提出を受けずに、交付決定額で補助金を交付している。
- (ウ) スポーツ協会が補助金を支払っている競技団体の決算書において、協会からの補助金の収受額がゼロとなっている団体があった。
- (エ) 切手受払簿において、押印もれ、訂正印もれ等がみられた。
- (オ) 支給額の根拠を示すものが添付されていなかった(燃料費)。
- (カ) 備品と思われるものを消耗品で購入していた。
- (キ) 加盟団体指導者等育成費補助金について、交付要綱では1団体上限5万円とな

っているが、例外的に上限を超えて支給を行っていた。競技力向上委員会で協議のうえ認めることにしたということだが、例外を認めるのであれば、要綱の改正を行うべきである。

(ク) 前回監査（令和2年度）の際に、「財政援助元から求められた、体育協会加盟団体の決算書について、その提出期限を過ぎて提出があったものがある。補助金交付元における水俣市補助金等交付規則第12条実績報告から第16条返還までの事務処理について、遅延の発生することのないよう相互に事務処理に留意すること。」と指摘しているが、各加盟団体からの実績報告が行われていない団体が見られた。前回監査時には見られた「加盟団体提出書類確認表」が今回は見られなかつたが、提出書類の全容を把握するためにも、確認表等を利用し、提出漏れのないよう指導を徹底されたい。

エ 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

(ア) スポーツ協会基金が設置されているが、基金の設置は、水俣市スポーツ協会規約第27条に、「将来、計画されている事業等に要する費用の計画的確保又は災害時等の臨時的な支出のための財源若しくは、後年度負担の平準化等を図るため」とあるものの、年々残高が増え、現時点では、190万円を超えている。

さらに、100円募金を実施し、基金の財源に充てているが、基金のあり方、100円募金の必要性も含め、今一度検討されたい。

(イ) 協会規約に、会計は公益法人会計基準に準拠するとしながら、予算決算は単式簿記によると規定。実状、会計経理はほぼ準拠していないため、公益法人会計基準に基づいた会計をなされたい。

(ウ) 県民体育祭選手強化費について、配分基準が文書で定められていないため、定められたい。

(エ) 2つの補助金をまとめて交付申請、精算報告してあるため、内容が混在して非常にわかりにくいため、補助金ごとに整備されたい。

オ その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【スポーツ推進課】

ア 勧告事項 特になし。

イ 指摘事項 次のとおり。

(ア) 精算報告書に誤りがあった。確認不十分。このため、市の決算書の計数も間違っている。

ウ 注意事項 次のとおり。

(ア) 2つの補助金をまとめて交付決定、精算報告してある。

(イ) 補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等との間で、決算書の不整合がみられた。(交付した補助金の収受額がゼロとなっている団体があった。)

(ウ) スポーツ協会事務局をスポーツ推進課に置いているが、補助金交付側（市）と事務局（協会）双方の事務を同じ職員が担当しているため、内部統制が弱い。

エ 意見・提案事項 次のとおり。

(ア) スポーツ協会が各種団体へ補助金を交付するにあたり、補助金交付要綱がないため、補助金の交付目的や使途、交付要件等があいまいになっている。

補助金の交付目的や交付要件等を明らかにするためにも、補助金交付要綱を定めるべきである。

オ その他事項 特になし。

令和7年度財政援助団体等に対する監査等に関する監査調書

1 監査の根拠 地方自治法第199条第7項
水俣市監査基準（令和2年監査委員規程第4号）第4条第1項第6号

2 監査等の種類 財政援助団体等に対する監査

3 監査等の対象

- (1) 財政援助団体等 : 水俣市老人クラブ連合会
- (2) 財政援助元 : いきいき健康課
- (3) 対象とした内容 : 令和6年度
水俣市老人クラブ活動費補助金

4 監査の着眼点

「財政援助団体等監査着眼点」に沿って実施した。ただし、リスク・アプローチの観点から、監査項目を適宜、調整するとともに、疑義ある部分については、別に定める一般的な監査の着眼点の該当項目を基にして、監査した。

5 監査等の主な実施内容

対象の団体等に、監査資料の提出依頼を行い、提出があった資料について、その有無等の確認を行ったうえ、資料の過不足等を確認し、必要な資料は催促した。

監査事務局員による事前調査として、監査の着眼点の項目等別に分担し、書面調査、対象部課職員への聞き取り、勧告、指摘、注意及び意見・提案を行う必要があるものを抽出した。

本監査として、監査委員において、必要な調査、質疑、検討、協議等を経て、本調書を作成し、その内容について、対象部署への説明を行う講評を実施し、対象部署による弁明、見解等を聴取した上で監査結果を決定した。

6 監査等の場所及び日程

- (1) 財政援助元及び財政援助団体等
 - ア 場所 監査事務局執務室内
 - イ 日程 令和7年10月7日（火）から10月8日（水）まで
- (2) 本監査 令和7年11月7日（金）から11月14日（金）まで

7 監査等の結果

以上による監査により導き出される勧告等については、次のとおりであった。

(1) 財政援助団体【水俣市老人クラブ連合会】

ア 勧告事項 特になし。

勧告事項とは、法規への適法性を欠き、市民の生命、財産、権利及び市政運営に、重大な影響が発生すると認められる若しくは現に発生しているもの等

イ 指摘事項 次のとおり。

指摘事項とは、法規への適法性に欠いたもので、勧告、注意事項以外としたもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から改善を要すると認められるもの。前回までの監査の指摘事項で改善されていないもの等

- (ア) 水俣市老人クラブ活動費補助金は、単位クラブ数及び会員数に基づいて積算されるが、収支精算書において、実際の数値と異なる報告がなされていた。
- (イ) 収支精算書に記載された「事務員雇用費補助」は、介護予防普及啓発活動支援人件費であるが、会長手当及び事務職員1名の年間給料額の合計額で報告されており、事業実績報告がなされていなかった。
- (ウ) 支払先が不明なものがあった。領収書も添付されていなかった。
- (エ) 領収書を紛失していた。
- (オ) 切手等受払簿の記載について、記載されているものと記載されていないものがあった。

ウ 注意事項 次のとおり。

注意事項とは、処理の妥当性を欠いているが、速やかに改善ができる、又は簡易、軽微な誤りであるもの。経済性、効率性、有効性、合理化の観点から経過の観察等が必要なもの等

- (ア) 令和6年度の老人クラブ連合会収支精算書において、収入額より支出額のほうが大きくなっている。なお、令和2年度の監査時においても、「老人クラブ連合会活動事業費補助金収支予算書と単位クラブ会長研修事業費等補助金収支予算書において、収入額に対し支出額が上回っているが、差額分はどう対処しているのか。」と指摘しているところである。補助金収支精算書は、収入と支出が同額でなければならない。
- (イ) 老人福祉センター事業分が、老人クラブ連合会の決算報告書に含まれていなかった。老人クラブ連合会の一事業に位置づけられるものであるため、事業を分けて区分経理はしなければならないが、老人クラブ連合会の決算には全事業費

が計上されていなければならない。

- (ウ) 令和2年度の監査時に補助金の交付申請、添付する予算書、連合会の予算書の補助対象名、実績報告書、添付する精算書、連合会の決算書の補助対象名の表記が異なっているので、文言の統一と順序の整理を図るよう指摘しているが、令和6年度の文書についても、水俣市補助金等交付規則と水俣市老人クラブ連合会補助金交付要綱が入り乱れており、統一していない。
- (エ) 感熱紙の領収書やレシートをそのまま証拠書類として整備しているが、感熱紙は時間経過により文字が消えてしまうので、コピーと原本の両方を貼付するようされたい。
- (オ) 訂正する際に、修正テープを使用しているものや、訂正印を押していないものがあった。二重線に訂正印を押印して訂正するようにされたい。

エ 意見・提案事項 次のとおり。

意見・提案事項とは、法規への疑義、又は経済性、効率性、有効性、合理化の観点から妥当性を欠くもので、改善のため、意見、提案を行う必要があるもの等

- (ア) 切手等受払簿の記載について、使用者の記載欄がないので、使用する職員名を明らかにするために、様式の見直しを検討されたい。

オ その他事項 特になし。

(2) 財政援助元【いきいき健康課】

ア 勧告事項 特になし。

イ 指摘事項 次のとおり。

- (ア) 実績報告書の確認が不十分。予算額で補助を交付決定し、収支精算書の内容を精査せずに予算額のまま補助金額を確定していた。

- (イ) 介護予防普及啓発活動支援事業に係る人件費補助について、実績報告では、単に事務員人件費の年間支出額（事務員及び会長）を報告してあるのみであり、事業の実施内容の報告がなされていないが、そのまま補助金額が確定されていた。
また、補助額は予算計上額で、時給改定を反映していない。

ウ 注意事項 特になし。

エ 意見・提案事項 特になし。

オ その他事項 特になし。